金融法概説

神田秀樹 = 森田宏樹 = 神作裕之 編

2016 年 12 月発売／320 頁／本体 2500 円＋税
A5 判／並製

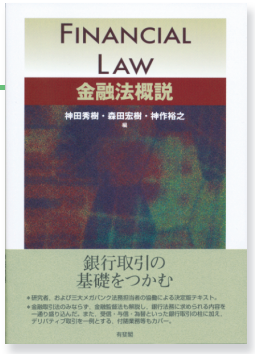

詳細を見る

中級 学習 実務 学部 法曹 法務

編集担当者から

本書は，銀行を念頭に置いて，そこでの各種取引や，銀行を取り巻く規制について概説した本です。受信（預金）取引，与信取引，為替取引といった銀行の業務の柱に加えて，デリバティブ取引を一例とするその他の業務に関しても，一章分を割いて解説しています。

執筆は，金融法分野の第一線の研究者と，三大メガバンクの法務担当者の協働によるものであり，理論・実務の両面において信頼できる決定版テキストです。叙述の視点は「法務」が中心ではありますが，銀行法務の「基礎」を中心に解説しており，その内容は，銀行の法務担当者のみならず，リテール営業の担当者など，銀行員すべてにとっての基礎的素養となるものです。

本誌の読者の中には，銀行への就職を視野に入れている方々も多いことと思います。（入行後の配属先がどこであろうと）思わぬ失敗をしてしまうリスクを減らすため，「転ばぬ先の杖」として，この本で学習していただければ幸いです。（M.Y.）

Point!

理解を助けるための図表も多数掲載！

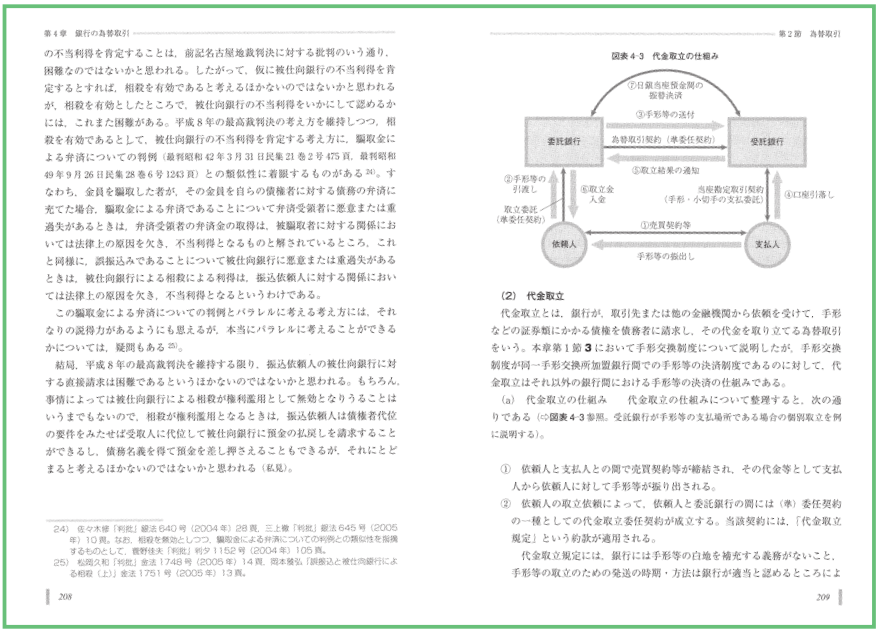

第4章　銀行の為替取引

の不当利得を肯定することは，前記名古屋地裁判決に対する批判のいう通り，困難なのではないかと思われる。したがって，仮に被仕向銀行の不当利得を肯定するとすれば，相殺を有効であると考えるほかないのではないかと思われるが，相殺を有効としたところで，被仕向銀行の不当利得をいかにして認めるかには，これまた困難がある。平成8年の最高裁判決の考え方を維持しつつ，相殺を有効であるとして，被仕向銀行の不当利得を肯定する考え方に，騙取金による弁済についての判例（最判昭和42年3月31日民集21巻2号475頁，最判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁）との類似性に着眼するものがある[24]。すなわち，金員を騙取した者が，その金員を自らの債権者に対する債務の弁済に充てた場合，騙取金による弁済であることについて弁済受領者に悪意または重過失があるときは，弁済受領者の弁済金の取得は，被騙取者に対する関係においては法律上の原因を欠き，不当利得となるものと解されているところ，これと同様に，誤振込みであることについて被仕向銀行に悪意または重過失があるときは，被仕向銀行による相殺による利得は，振込依頼人に対する関係においては法律上の原因を欠き，不当利得となるというわけである。

この騙取金による弁済についての判例とパラレルに考える考え方には，それなりの説得力があるようにも思えるが，本当にパラレルに考えることができるかについては，疑問もある[25]。

結局，平成8年の最高裁判決を維持する限り，振込依頼人の被仕向銀行に対する直接請求は困難であるというほかないのではないかと思われる。もちろん，事情によっては被仕向銀行による相殺が権利濫用として無効となりうることはいうまでもないので，相殺が権利濫用となるときは，振込依頼人は債権者代位の要件をみたせば受取人に代位して被仕向銀行に預金の払戻しを請求することができるし，債務名義を得て預金を差し押さえることもできるが，それにとどまると考えるほかないのではないかと思われる（私見）。

24）佐々木修「判批」銀法640号（2004年）28頁，三上徹「判批」銀法645号（2005年）10頁。なお，相殺を無効としつつ，騙取金による弁済についての判例との類似性を指摘するものとして，雪野佳夫「判批」判タ1152号（2004年）105頁。
25）松岡久和「判批」金法1748号（2005年）14頁，岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行による相殺（上）」金法1751号（2005年）13頁。

208

第2節　為替取引

図表4-3　代金取立の仕組み

(2)　代金取立

代金取立とは，銀行が，取引先または他の金融機関から依頼を受けて，手形などの証券類にかかる債権を債務者に請求し，その代金を取り立てる為替取引をいう。本章第1節**3**において手形交換制度について説明したが，手形交換制度が同一手形交換所加盟銀行間での手形等の決済制度であるのに対して，代金取立はそれ以外の銀行間における手形等の決済の仕組みである。

(a)　代金取立の仕組み　　代金取立の仕組みについて整理すると，次の通りである（⇨図表4-3参照。受託銀行が手形等の支払場所である場合の個別取立を例に説明する）。

①　依頼人と支払人との間で売買契約等が締結され，その代金等として支払人から依頼人に対して手形等が振り出される。

②　依頼人の取立依頼によって，依頼人と委託銀行の間には（準）委任契約の一種としての代金取立委任契約が成立する。当該契約には，「代金取立規定」という約款が適用される。

代金取立規定には，銀行には手形等の白地を補充する義務がないこと，手形等の取立のための発送の時期・方法は銀行が適当と認めるところによ

209